

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
 社会福祉施設経営相談室
 TEL 076(432)6219
 FAX 076(432)6532

令和2年4月20日 No.144

法定労働時間と休日の振替・代休

労基法第35条（休日）において、①使用者は労働者に、毎週少なくとも1回の休日を与えること。
 ②全項の規程は、4週間を通じ4日以上の日を有する使用者については適用しないとしている。

a. 法定（法定休日）、b. 法外（法定外休日）、c. 法出（法定休日出勤）、d. 法外出（法定外出勤）

（例1）就業規則等で定めた、通常の勤務（1週間を日曜～土曜）したとき

1週							1週							2週						
日	月	火	水	木	金	土	合計	日	月	火	水	木	金	土	合計					
8	8	8	8	8	8	法外	40	8	8	8	8	8	8	法外	40					
所定労働時間							法定	法定							法定					

（例2）予め、振替えるべき日を特定して振替えた場合

要件 ⇒ 休日の振替要件（労基法第35条関連の通達（昭和63.3.14基発150号ほか））

- 就業規則で、休日の振替することが出来る旨の規定を設けること。
- 休日を振替前に、予め振替日を特定し振替する場合は、労働させることが可能。

1週							2週								
日	月	火	水	木	金	土	合計	日	月	火	水	木	金	土	合計
8	8	8	8	0	8	0	40	0	8	8	8	8	8	0	40
労働時間数							法定	法定							法定
法出								振休							法外

（例3）予め振替日を指定せずに、法定休日に労働させた場合は、割増賃金の支払が必要

- 事前に振替日を指定しなかった、※1の場合は、振替休日（振休）を与えること。
- 併せて、※1 時間給×8時間×0.35＝法定休日割増の支払が必要になります。

1週							2週								
日	月	火	水	木	金	土	合計	日	月	火	水	木	金	土	合計
8	8	8	8	0	8	0	40	0	8	8	8	8	8	0	40
労働時間数							法定	法定							法定
法出								振休							法外
35%以上割増							※1								

（例4）代休 （例）第1週の所定休日出勤した後に、代償として、※3で、代休を与えた場合

- 第2週の※3で、代休を与えたとともに、
- 第1週の※2で40時間超の、時間給×8時間×0.25＝法定外割増の支払が必要。

1週							2週								
日	月	火	水	木	金	土	合計	日	月	火	水	木	金	土	合計
0	8	8	8	8	8	8	48	0	8	8	8	0	8	0	32
労働時間数							法定	法定							法定
法出								代休							法外
25%以上割増							※2								※3

社会福祉施設経営相談の利用状況

令和2年2月～令和2年3月

累計は平成31年4月～令和2年3月までの件数

区分	種別	2月	3月	累計	区分	種別	2月	3月	累計	区分	種別	2月	3月	累計
相談項目	施設経営	1	4	41	利用施設	社会福祉協議会			6	相談手段	文書	3	6	57
	施設利用者処遇	3		14		保育所		2	6		電話		1	27
	職員待遇		2	16		老人福祉施設	4	4	67		来所	2	1	10
	会計・税務	3	2	32		障がい者施設	3	2	21		訪問			9
	安全・衛生					児童福祉施設	1		6		集団(グループ)	3		10
	その他	1		10		その他			7		その他			
	合計	8	8	113		合計	8	8	113		合計	8	8	113

施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

Q

社会福祉法人の法人税 (3)

当法人には法人税の申告義務があるのですが、その申告の際、税務署には収益事業に該当する部分のみの決算書を提出すれば宜しいですか。

A

社会福祉法人全体の決算書も提出する必要がありますが、収益事業部分と非収益事業部分の区分が明確に分かる形での提出が必要となります。

例えば、その法人において、「社会福祉法上の公益事業」＝「法人税法上の収益事業」であるとか、「社会福祉法上の収益事業」＝「法人税法上の収益事業」等のシンプルな関係が成立していれば、申告は比較的容易です。

しかし、「公益事業の一部のみが法人税法上の収益事業に該当する」といったようなケースは会計上の計算書類と、税務署提出用の決算書類の関係が、多少分かりづらくなる可能性があります。もっとも、実際には、その法人税法上の収益事業は、会計上は一つの拠点区分（あるいは一つのサービス区分）として、区分されることになると思われますので、**税務申告に当たっては、その特定の拠点区分別の計算書類等を法人税法上の収益事業に関するものであると明示する事によって対応する事は可能かと思われ**ます。

さらにいえば、**拠点区分（あるいはサービス区分）を設定するに当たっては、法人税法上の取扱いも考慮した上で設定する必要がある**ということになります。

Q

就業規則で退職時の手続として、少なくとも退職日の1カ月前までに届出することとありますが、退職時の未消化分の年次有給休暇の請求権と、使用者の時季変更権との関係は、どのような対応がありますか？

A

年次有給休暇の権利は、法定要件を充たせば法律上当然の権利であって、労働者の請求を待って初めて生じるものではありません。この「請求」とは、労働者が有給休暇の取得する時季を指定する趣旨であり、労働者が指定した時季に年次有給休暇を与えると、事業の正常な運営を妨げる場合には、**時季変更権**を行使することが可能です。

今回は退職に伴う年次有給休暇の請求の為、事業主の**時季変更権**の行使することが出来ないため、労働者から年次有給休暇の残日数を全て消化後の退職日を記載した、退職届に提出された場合は、記載された日付での退職になります。

就業規則等で、退職する場合は1カ月前までに届出すること等の記載も見かけますが、**民法第627条1項**が適用され、有給休暇の残日数を全ての出勤日で消化後に退職することも可能です。

(参考) **民法第627条**（期間の定めない時の解約の申入れ）

第1項 当事者が雇用の期間を定めなかった場合は、各当事者は何時でも解約の申入れをすることができる。（⇒ 雇用は、解約申入れの後2週間を経過により終了する。）

第2項 期間をもって報酬を定めた場合は、解約の申入れは次期以後に対して為すことができる。（⇒ 解約申入れは当期の前半において為すことを要す。）

第3項 6カ月以上の期間を以て報酬を定めた場合。（⇒ 解約の申入れは3カ月前にすることが必要。）

社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

相談内容は**秘密を厳守**しており、相談は**無料**です。

富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。電話による相談も対応いたします。また、内容により専門経営指導員と連絡をとり対応いたします。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時 担当：専任経営指導員 水上

TEL 076-432-6219 FAX 076-432-6532

富山県社会福祉協議会ホームページ⇒『福祉サービスの向上』⇒『福祉施設の相談』⇒『相談票』